

# 40歳以上 65歳未満の人 【第2号被保険者】 (国保加入者)

## 介護 保険料は7月から 国民健康保険料に加算されます

四十歳以上、六十五歳未満の人は第二号被保険者です。そのうち国民健康保険に加入している人は、七月から本年度分の介護保険料を納めていただきます。

第一号被保険者四十歳以上六十五歳未満の人(で会社などの健康保険に加入している人は、すでに四月から介護保険料を納めていただいています。国民健康保険に加入している人は、七月からこの健康保険に加入している人は、七月からこれまでの医療保険料に介護保険料を加算した額を、国民健康保険料として納めていただきます。

介護保険料は、世帯の所得に応じて計算する「所得割額」、世帯の資産に応じて計算する「資産割額」、世帯の加入者数に応じて計算する「均等割額」、加入一世帯につき計算する「平等割額」の四つの合計で算出します。それぞれの料率が確定しましたので、七月から保険料を徴収します。料率は表のとおりです。

なお、四十歳以上六十歳未満の人で、身体障害者療護施設などの介護保険の適用除外施設に入所・入院している人は、介護保険の被保険者とはなりませんので、世帯主は市に届け出てください。

保険料は、世帯の所得に応じて計算する「所得割額」、世帯の資産に応じて計算する「資産割額」、世帯の加入者数に応じて計算する「均等割額」、加入一世帯につき計算する「平等割額」の四つの合計で算出します。それぞれの料率が確定しましたので、七月から保険料を徴収します。料率は表のとおりです。

【表】第2号被保険者の料率

所得割額	1000分の15
資産割額	100分の6
均等割額	1人当たり6,000円
平等割額	1世帯当たり2,400円

(介護保険分の最高限度額は70,000円です)



【平成12年度7月からの国民健康保険料の内訳】

4月から6月分は医療保険分のみです  
7月分から介護保険分が保険料に含まれます

45歳と43歳の夫婦2人暮らしの場合  
(12年度課税総所得が200万円で、固定資産税5万円)

7月～平成13年3月分

	医療保険分	介護保険分
所得割	$200万円 \times \frac{123}{1000} = 246,000円$	$200万円 \times \frac{15}{1000} = 30,000円$
資産割	$5万円 \times \frac{33}{100} = 16,500円$	$5万円 \times \frac{6}{100} = 3,000円$
均等割	$27,600円 \times 2人 = 55,200円$	$6,000円 \times 2人 = 12,000円$
平等割	1世帯年間 22,800円	1世帯年間 2,400円
(小計)	340,500円	47,400円
合計年間保険料	387,900円	

毎月の保険料  $(387,900円 - 85,800円) \times \frac{1}{9} \approx 33,566.6円$   
(4月～6月分)

7月 34,100円  
8月以降 33,500円

4月から6月分は、医療保険分のみで85,800円とします。  
100円未満の端数は、7月分で徴収します。

12年度中に40歳  
または65歳になる人の保険料

平成十二年度中に四十歳または六十五歳の誕生日を迎える人は、次のように介護保険料を納めます。

### 【40歳になる人】

誕生日から納めます。

(一日が誕生日の人は誕生日の前月分から)

介護保険料を加算した納付書を、誕生日に改めましてお送りします。



### 【65歳になる人】

誕生月の前月までは第二号被保険者分を、誕生月からは第一号被保険者分を納めます。

(保険料は四月から誕生日の前月までの分を七月から翌年三月までに月割りして請求します。このため、年度途中で六十五歳を迎えても、第二号被保険者分を三月末まで納めていただくこととなります)



国民健康保険に加入している第2号被保険者の介護保険料に関するお問い合わせは 保険年金課 ☎ 54-8159へ